

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
(カルタヘナ法)の施行状況の検討に関する意見募集の実施結果について
(平成28年3月10日(木)～4月8日(金))

1. 意見募集の対象

- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)の施行状況の検討について(案)

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成28年3月10日(木)から4月8日(金)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

3. 意見募集の結果(提出された意見の合計)

意見提出数 24件

整理した意見数 19件

4. 御意見の概要と御意見に対する考え方について

別紙のとおり

(別紙)

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）の施行状況の検討について（案）
に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>カルタヘナ議定書では、生物とは「あらゆる生物」を指し示します。そのため、人の健康、農作物もその対象です。しかし、現行のカルタヘナ法はその点の評価が抜け落ちています。あらゆる生物を対象とするよう求めます。</p> <p>また、カルタヘナ議定書は、遺伝子組換え（GM）生物など生命操作生物から生物多様性を守るために、その前文で予防原則を求めています。しかし、カルタヘナ法には予防原則に関する明確な記載がなく、予防原則がとられているとは思えません。カルタヘナ法が、生物多様性を守り、農業を守り、人々の健康を守ることができる法律であることを希望します。</p>	<p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」といいます。）は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「カルタヘナ議定書」といいます。）の的確かつ円滑な実施を確保すること等を目的としており、我が国で遺伝子組換え生物を使用等するに当たって、あらかじめカルタヘナ法に基づき、申請ごとに評価を行うこと等により、生物多様性への影響の未然防止を図っています。</p> <p>カルタヘナ法では、生物多様性への影響について、具体的には、野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼす影響が生ずるおそれがないか等について評価しています。御指摘の農作物は、人が野生植物から改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物であることから、野生動植物とは異なるものとして、生物多様性影響評価の対象とはしていません。</p> <p>御指摘の人の健康への影響のうち、遺伝子組換え生物等から有害物質が環境中に放出されることにより環境を経由して人の健康に与えるといった間接的な影響については、カルタヘナ法に基づき、産出された有害物質による動植物に対する影響の評価（既知のアレルギー性タンパク質との類似性等の評価を含む。）を行い適切な措置を講ずることによって、未然防止が図られています。</p> <p>なお、人の健康への直接的な影響に関しては、食品等として摂取する遺伝子組換え生物等については食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、医薬品等として市場に出る遺伝子組換え生物等については医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき、それぞれ安全性の確認を行っています。</p> <p>また、「カルタヘナ議定書は、その前文で予防原則を求めている」との御指摘については、カルタヘナ議定書では、その目的において、環境及び開発に関するリオ</p>

		<p>宣言に規定する予防的な取組方法に従うことが明記されており、カルタヘナ議定書に基づく国内法であるカルタヘナ法も、その考え方を踏まえたものとなっています。</p> <p>具体的には、カルタヘナ法では、</p> <p>生物多様性への影響が生ずるおそれのある環境中での使用を目的とする遺伝子組換え生物等について、その使用に先立って生物多様性影響評価を行い承認を受けることを義務づけていること、</p> <p>必要に応じて使用開始後の状況を把握し、承認時に予想できなかった環境の変化や科学的知見の充実により、生物多様性への影響が生ずるおそれがあると判断された場合には、使用の変更や廃止をすること</p> <p>といった措置をとることにより、生物多様性への影響の未然防止を図ることとしています。</p>
2	<p>GM作物からの花粉や種子の拡散で有機農業ができなくなるなど、農家の被害や農業への悪影響が起きています。その農家や農業への影響についても言及がなく、検討の内容としては全く不十分です。</p>	<p>農作物については、農作物は、人が野生植物から改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物です。このため、野生動植物とは異なり、農作物は生物多様性影響評価の対象とはしていません。</p>
3	<p>GMナタネの自生やその拡大については特に問題と考えていますが、この検討では、GMナタネの自生やその拡大についての言及がなく、カルタヘナ法が汚染対策になっていない現実を無視しています。本来生えるべきでない場所にGMナタネが自生していること自体を不適切とする評価に改め、厳格な対策をとるべきであったことを認めるべきです。</p>	<p>これまでに承認された遺伝子組換えセイヨウナタネについては、運搬時等にこぼれ落ちて生育しても、生物多様性への影響はないと評価して輸入、流通等を認めています。</p> <p>なお、農林水産省と環境省が実施している、遺伝子組換えセイヨウナタネの生育実態等に関する調査では、港湾地域で遺伝子組換えセイヨウナタネの生育が確認されていますが、その生育範囲の拡大は確認されていません。</p> <p>今後とも、遺伝子組換えセイヨウナタネの生育実態等に関する調査を継続し、生育範囲等の経年的な変化等を注視していきます。</p>
4	<p>生物多様性影響評価の中には、GM作物を栽培した際の農法の変更による影響、使用する農薬・肥料等の変化による影響、モノカルチャー化による影響も入るはずですが、これまでの評価では、それらが抜け落</p>	<p>生物多様性影響評価は、遺伝子組換え農作物の使用等により生ずる影響を評価するものです。</p> <p>また、農作物については、農作物は、人が野生植物から改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物です。このため、野生動植物とは異なり、農作物は生物多様性影響評価の対象とはしていません。</p>

	ちており、検討の内容としては全く不十分です。	
5	米国など生産国で起きている、除草剤が効かない「スーパー雑草」や、害虫が死ななくなった「スーパー害虫」の問題などで、農薬の使用量が増えて生物多様性に悪影響が出ているなど、諸外国で起きている事例を参考にする姿勢が見られません。遺伝子組換え農作物の「有効性」を損なうものとして評価対象に加えるべきです。	生物多様性影響評価は、遺伝子組換え農作物の使用等により生ずる影響を評価するものです。 生物多様性影響評価に関する諸外国の状況については、引き続き、情報収集に努めてまいります。
6	第一種使用(作物など野外での使用)では、承認件数が少なく、評価が効率的とはいえない場合がありますが、むしろ効率よく次々と承認しているように思います。より一層丁寧な評価が必要です。	「第一種使用(作物など野外での使用)では、承認件数が少なく、評価が効率的とはいえない場合があります」という記載については、報告案には、該当する記載はありません。 なお、第一種使用等に係る承認については、これまでも、カルタヘナ法に基づき、申請ごとに丁寧に生物多様性影響評価を行ってきました。 今後も、報告案P18の「カルタヘナ法の運用に当たって、様々な遺伝子組換え生物等を適切に管理するためには、生物多様性影響評価書に係る審査や拡散防止措置の確認(以下「審査等」という。)の質を維持しつつ、過去に集積された知見を活かして法の運用の改善を行い、高度且つ精緻な審査等を適切に進める必要がある。」との考えに基づき、引き続き丁寧な評価を行い、適切に審査をしてまいります。
7	過剰と思われる規制については緩和することも検討すべきです。	カルタヘナ法の施行状況の検討では、法律を運用していく中で規制制度として過不足がないかといったことも含めて検討しています。今回の検討では、P24の「(法の施行状況)」に記載のあるとおり、「カルタヘナ法の施行状況については特に問題はなく、現時点で、制度改正等は必要ないと考えられる。」との結論をいただきました。 今後も、カルタヘナ法の施行状況の検討等を通じて、必要に応じて改善を図ってまいります。
8	P14の「平成27年9月末までの確認件数 鉱工業分野：1975件」等について、組換え微生物の閉鎖系(第二種使用)産業利用において、低リスク(GILSP相当やカテゴリ	遺伝子組換え微生物の第二種使用等について、カルタヘナ法第13条第1項に基づく経済産業大臣による確認(以下「大臣確認」という。)は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項(平成15年財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告

ー 1 相当) の案件については、米国やEUと同様に申請や届出を不要としていただきたい。

示第 1 号)」の第一の 2 の (2) に基づき、第二種使用等をしようとする遺伝子組換え生物等の特性及び使用等の態様に応じ、用いようとする施設等及び管理方法が適切であることを確認しています。

経済産業省では、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める G I L S P 遺伝子組換え微生物」告示 (以下「GILSP告示」という。) を公示しており、これに該当する宿主・ベクター及び挿入DNAの組合せであれば、あらかじめ定められた拡散防止措置を執ることにより、大臣確認は不要となります。

また、GILSP告示に掲載がないものの、過去にGILSP相当もしくはカテゴリー 1 (遺伝子組換え微生物のうち、病原性がある可能性が低く、かつGILSPに含まれないもの) 相当として産業構造審議会で審議された実績があり、かつ宿主・ベクター及び拡散防止措置が過去に大臣確認された申請と同一で挿入DNAのみが異なるもの場合には、独立行政法人製品評価技術基盤機構における事前審査の対象としており、これによって大臣確認が得られるまでの期間が短縮されるなどの運用改善も図られています。

今後とも、生物の多様性を確保するため、カルタヘナ法に基づき適切に対応するとともに、米国やEU等の規制状況も踏まえつつ、必要に応じて改善を図ってまいります。

9 平成27年度に実施されたGILSP告示に関する2件の改善により、厚生労働省及び経済産業省の管轄案件においてはそれぞれの主務大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物 (GILSP微生物) の相互使用が可能になるなど活用できるGILSP微生物が大幅に増加し、事業者が自主管理できる範囲が大きく広がりました。この改善は遺伝子組換え技術の産業活用促進に大いに貢献して産業界に大きな恩恵を与えています。他方、農林水産省と財務省 (農林水産、酒類製造管轄) については法施行後10年を経過した現時点においてもまだ主務大臣が定めるGILSP微生物が整備されていないため、厚生労働大臣及び経済産業大臣の定めるGILSP微生物を、農林水産大臣及び財務大臣の定め

遺伝子組換え生物等の第二種使用等については、カルタヘナ法第12条において「遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が主務省令により定められている場合には、その使用等をする間、当該拡散防止措置を執らなければならない。」、同法第13条第1項において「前条の主務省令により当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が定められていない場合には、その使用等をする間、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執らなければならない。」としています。

同法第12条の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置については、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」第3条及び別表において、GILSP遺伝子組換え微生物 (財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣が定めるもの) について、拡散防止措置を定めています。

GILSP遺伝子組換え微生物は、宿主である微生物と挿入されたDNA (及び遺伝子マーカー) の組合せを考慮して定められています。

財務省では、酒類製造に係るGILSP遺伝子組換え微生物を定めることができますが、現時点では、酒類製造に遺伝子組換え微生物は使用されていないことから、厚

	<p>るGILSP微生物として使用できるようにしていただきたい。</p>	<p>生労働省及び経済産業省で定めている告示を利用する状況にありません。</p> <p>また、農林水産省では、主として動物用の医薬品製造を目的とした遺伝子組換え微生物を扱っており、これらに挿入されるDNAは、ヒトの医薬品等や工業用酵素、試薬の製造のために挿入されるDNAとは異なることから、現時点では、既に厚生労働省及び経済産業省で定めている告示を農林水産省で利用する状況にありません。</p> <p>このため、財務省及び農林水産省では、今後、厚生労働省及び経済産業省が定めるGILSP遺伝子組換え微生物に係る申請があった場合には、御指摘の告示の活用を検討したいと考えています。</p>
<p>10</p>	<p>パブリックコメントの期間が短く設定されすぎており、資料もWeb上への公開がないため、十分な措置がなされるかの判断がつけられません。必要な資料を用意して意見の再募集をすべきです。</p>	<p>意見公募手続等を定める行政手続法では、命令等(法律に基づく命令又は規則等)を定めようとする場合には、当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む)の提出等を求めなければならないとされています。今回のカルタヘナ法の施行状況の検討の報告案は、命令等を定めようとするものではないため、行政手続法上、意見募集を行うことが求められるものではありませんが、規制制度のあり方も含めた検討を行ったこと、国民の皆様の関心も高いと考えられたこと等から、任意ですが、行政手続法の意見募集手続に沿って30日間の意見募集を行ったものです。</p> <p>なお、本件の意見募集を開始する際に、記者発表(プレスリリース)を行うとともに、環境省のウェブサイトを通じてお知らせをしています。また、ウェブサイトには報告案本体の掲載はもとより、専門委員会へのリンク先も掲載し、専門委員会における議事録や配布資料の詳細についても確認できるようにしています。さらに、インターネットを利用できない方のために、要望に応じて報告案の配布についても対応しています。</p>
<p>11</p>	<p>ゲノム編集技術など、新しい技術が登場して、「遺伝子組み換えではないから」という理由でカルタヘナ法逃れを行おうとしています。意見聴取を速やかに行うなど、新たな技術への対応を検討すべきです。ゲノム編集作物について、カルタヘナ法の対象とし、厳格な基準を設けるべきです。</p>	<p>報告案P25にある「ゲノム編集等の新たな育種技術により作出される外来の核酸を含まない生物等の取扱いは喫緊の課題であるが、これらの取扱いについては、最新の科学的な知見や国際的な動向を踏まえつつ、慎重に検討する必要がある。現時点においては、技術を利用する者に対して規制当局に事前に相談をするように周知するなど、案件に応じた指導などができる体制を確保すべきである。」との指摘を踏まえ、規制当局として慎重に対応を検討してまいります。</p>
<p>12</p>	<p>P25の「合成生物学」について、合成生物学に関する専門家会議(AHTEG)の報告書とその後の状況等をみると、合成生物学</p>	<p>報告案のP25にもあるとおり、「合成生物学については、その定義も未確定な状況であり、まだMOPでも議論されておらず、本委員会で本格的に議論をする段階にはないが、現在の合成生物学研究の大部分は既存の遺伝子組換え技術に含まれるも</p>

	<p>に関わる議論が予想以上に早く、しかも望ましくない方向に進みつつあるように見えます。今後のバイオ産業の行方に極めて大きな影響を及ぼす可能性を持った案件のため、間違っても対応が後手に回り国益を損なうようなことがあってはなりません。そこで、国際動向の把握と日本としての対応方針の策定を行う責任担当部門を明確に定め、早急に国として十分な対応体制を組み、注意深く確実な対応を進めていただきたい。</p>	<p>のと考えられることから、合成生物の定義を明確にするための作業等の国際的な動向に留意しつつ、今後の対応については科学的見地から検討を行う必要がある。」と考えます。今後も国際的な動向を注視しつつ、適切に対応してまいります。</p>
<p>13</p>	<p>名古屋・クアラルンプール補足議定書の批准のための法整備を早急にすすめてください。</p>	<p>バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任と救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書（以下「補足議定書」という。）については、「補足議定書に対応した国内措置のあり方について」として平成27年11月9日に中央環境審議会（以下「中環審」という。）に諮問（同日付けで中環審自然環境部会に付議）され、同年11月11日の中環審自然環境部会において、本件を遺伝子組換え生物等専門委員会（以下「専門委員会」という。）で審議することが了承されたことを受け、平成28年1月22日に最初の専門委員会が開催されました。</p> <p>補足議定書が要請している内容をどのように我が国で適用できるかについては、慎重に検討する必要がありますが、「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月28日閣議決定）に記載があるとおり、「できるだけ早期に補足議定書を締結することができるよう、専門委員会の御意見をいただきながら検討を進めます。</p>
<p>14</p>	<p>カルタヘナ法が成立する過程で可決された「参議院附帯決議」がいまだに実現していません。同附帯決議を実現する努力を求めます。</p>	<p>御指摘のとおり、カルタヘナ法案が参議院において可決された際に、下に示す附帯決議が付されています。</p> <p>当該附帯決議への対応はカルタヘナ法だけに求められているものではなく、例えば、六の遺伝子組換え食品の安全性評価は食品安全委員会が、遺伝子組換え食品に係る表示のあり方等については消費者庁が中心となって適切に対応しており、七については平成16年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定されるなど、それぞれの項目について着実に対応がなされていると考えます。今後も、引き続き必要な対応に取り組んでまいります。</p> <p>【附帯決議（平成15年6月6日）】 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。</p>

		<p>一、遺伝子組換え生物等による生物多様性影響については未解明な部分が多いことから、科学的知見の充実を急ぐとともに、「リオ宣言」第十五原則に規定する予防的な取組方法に従って、本法に基づく施策の実施に当たること。</p> <p>二、遺伝子組換え生物等による生物多様性影響の防止に万全を期するため、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図るとともに、本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。</p> <p>三、遺伝子組換え生物等に対する国民の懸念が増大していることにかんがみ、「基本的事項」を定めるに当たっては、広く国民の意見を求める機会を確保し、その結果を十分に反映させるとともに、国民に分かりやすい内容のものとすること。また、「基本的事項」の策定後においても、十分な情報公開の下、国民とのリスクコミュニケーションを積極的に推進すること。</p> <p>四、「生物多様性影響評価書」の信頼性を確保するため、評価手法・基準等を定めるに当たっては、国民のコンセンサスを十分に得るため、広く意見を求め、適宜その結果を反映させること。また、評価後における継続的なモニタリングの実施とその結果の情報開示が図られる様にする。</p> <p>五、遺伝子組換え生物等の第一種使用等の承認にあたっては、関係する国際機関における検討や諸外国の研究成果等を踏まえつつ、多様な分野にわたる学識経験者の意見を尊重し、客観的な評価の下に、慎重に行うこと。また、承認後における科学的知見の充実等による、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められた場合においては、速やかに使用の凍結等適切な措置を講じること。</p> <p>六、遺伝子組換え食品の安全性に対する消費者の不安が大きいことから、その安全性評価を行うに当たっては、科学的知見を踏まえ慎重を期するとともに、表示義務の対象、表示のあり方、方法についても検討を行うこと。</p> <p>七、遺伝子組換え生物とともに移入種による生物多様性影響が懸念されていることから、移入種対策に係る法制度を早急に整備すること。</p> <p>八、国際的な生物多様性の確保を図るため、生物多様性条約、カルタヘナ議定書を締結していない米国等に対し、あらゆる機会を利用して同条約、同議定書に参加するよう積極的に働き掛けること。また、当該国の遺伝子組換え生物等に係る情報収集に努め、輸入業者等への注意を喚起すること。</p>
15	<p>P14の「承認されていない遺伝子組換え生物等の第一種使用事例」の項目について、3件の事例の経緯、対処およびそれによる経済的損失などについて明記すべきです。特にGMパパイアに関しては沖縄の農家の経</p>	<p>P.14では、法施行後5年の検討以降のカルタヘナ法の施行状況として、承認されていない遺伝子組換え生物等の第一種使用事例を記載しています。</p> <p>御指摘の3件の事例の「経緯」及び「対処」については、平成28年1月22日に開催しました第2回専門委員会の「議題1関係資料1」(http://www.env.go.jp/council/12nature/y127_02b/mat01.pdf)に掲載していますので、こちらを御覧ください。</p>

	<p>済的被害が発生しており、名古屋・クアラルンプール補足議定書が発効していればその該当事案になるため、同補足議定書批准に向けた資料として詳細を記すべきです。</p>	<p>さい。 「経済的損失」については、カルタヘナ法は、生物の多様性の確保を図ること等を目的とした法律であることから、記載のとおりとさせていただきます。</p>
<p>16</p>	<p>P15の「第二種使用等に係る不適切な使用事例」の項目にある「また、使用者としては民間企業が最も多かった。」との記載及び、P16の図5「第二種使用等に係る不適切な使用事例」のうち「使用者別」の円グラフについて、この報告で大事なことは不適切事例の内容と再発防止対策であり、使用者別にまとめる意味はないと考えます。ことさら民間企業が多かった点を挙げる意味があるなら理由を併記すべきであり、理由がないのであれば文章およびグラフを削除するのが望ましいと考えます。</p>	<p>P15の「第二種使用等に係る不適切な使用事例」における使用者別の件数については、ことさらに民間企業において不適切な使用事例の発生の頻度が高かったとの評価はしていませんが、事実関係を整理したものであり、記載のとおりとさせていただきます。 なお、P15の最後の段落にあるとおり、不適切な使用事例については、所管省庁の指導の下、各機関において、遺伝子組換え生物等の管理体制の見直しや教育訓練の徹底等を含む再発防止策が執られています。</p>
<p>17</p>	<p>P17の表4「第二種使用等に係わる不適切な使用事例」にある「ウイルス」、「細菌」の記載について、意味する言葉の範囲があまりに広く、昨今の「人に感染する病原性ウイルスや細菌テロ」の報道を考えると、国民の不安を招きかねない表現であると考えます。例えば注釈に、ここで記載してある「ウイルス」、「細菌」、「微生物」は国民の健康に影響を及ぼすものではない旨を補足として記載した方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>本報告案はカルタヘナ法の施行状況の検討に係るものであり、ウイルス等が人に直接感染することによる健康への影響については、カルタヘナ法の目的が生物の多様性の確保にあることに鑑み、本報告案では記載しない整理としていることから、記載のとおりとさせていただきます。 なお、「ウイルス」、「細菌」等は、「微生物」に含まれる生物等を分類するために通常用いられる用語ですので、表4においてもこのような記載としております。</p>
<p>18</p>	<p>P21の「日本版バイオセーフティクリアリングハウス」の項目について、「J-BCHのホームページには「LMO検索」システムがあり、カルタヘナ法に基づいて承認された遺伝子組み換え生物を検索できるように</p>	<p>アプリケーションソフトウェアのバージョンアップ作業を行っており、システムの運用上やむを得ず平成26年末からの一定期間、J-BCHの「LMO検索」システムを御利用いただけない期間がありました。多くの利用者の皆様に御迷惑をおかけしました。 なお、本報告案でのJ-BCHの分析には直接関係がないことから、記載のとおりと</p>

	<p>なっていますが、一時期、このシステムが使用できない期間があった」旨を追記すべきです。</p>	<p>させていただきます。</p>
<p>19</p>	<p>P23の「合成生物学」の項目について、「生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）がピョンチャン（韓国）において開催され、合成生物学により作りだした際のその生物、構成要素および製品等への生態系へのリスク評価について議論された。」と記述されていますが、COPに先だって開催されたカルタヘナ議定書締約国会合（MOP7）においても同様に議論されています。したがって「生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）およびカルタヘナ議定書締約国会合（MOP7）が」と記述すべきです。</p> <p>また、P25の「科学的知見の集積に関する指摘事項」について、「合成生物については、その定義も未確定な状況であり、まだMOPでも議論されておらず」と記載されていますが、これは事実に反します。韓国・ピョンチャンで開催されたMOP7でも結論は出なかったものの、アジェンダとして取り上げられています。</p>	<p>御指摘のP23の記載は、COP12での議論及び決定に関する記載であり、内容は正確と考えられるため、記載のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、合成生物学について、MOP7のアジェンダとしては取り上げられておりません。</p>